

横須賀市報

第 1894 号

発行日	発行所	横須賀市小川町 11 番地
毎月		横須賀市役所
10 日	編集兼	横須賀市長
25 日	発行人	上 地 克 明
	印刷所	(有) 宮 村 印 刷 所

目 次

規 則	
◇公印規則中一部改正	15377
告 示	
◇指定障害児通所支援事業者の指定について	〃
◇指定地域密着型サービス事業者の指定について	〃
◇指定居宅サービス事業者の事業の廃止について	15378
◇指定地域密着型サービス事業者の事業の廃止について	〃
◇指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定について	〃
◇指定地域密着型介護予防サービス事業者の事業の廃止について	〃
◇指定障害福祉サービス事業者の指定について	〃
◇指定小児慢性特定疾病医療機関の指定について	〃
◇指定小児慢性特定疾病医療機関の指定辞退について	15379
◇除却広告物等の保管について	〃
◇放置自転車等の移動について	〃
◇道路区域変更及び供用開始について	15380
公 告	
◇開発行為の工事完了について	〃
◇追浜駅前第 2 街区第一種市街地再開発事業の定款の変更に関する図書の縦覧について	〃
◇若松町 1 丁目地区第一種市街地再開発事業の定款の変更に関する図書の縦覧について	〃
◇自動車臨時運行許可番号標の無効について	15381
◇都市公園の名称、位置、区域及び面積の変更について	〃
◇農用地利用集積計画について	〃
上下水道局告示	
◇指定給水装置工事事業者の指定について	〃
◇指定給水装置工事事業者の事業の廃止について	15382
◇公共下水道の供用及び下水の処理の開始について	〃
◇指定下水道工事店の指定について	〃
◇指定下水道工事店の指定辞退について	〃
◇指定下水道工事店の代表者の変更について	〃
教育委員会告示	
◇教育委員会定例会の招集について	〃
◇教育委員会臨時会の招集について	〃
正 誤	

規 則

横須賀市規則第64号

公印規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 6 年 8 月 26 日

横須賀市長 上 地 克 明

公印規則の一部を改正する規則

公印規則（昭和28年横須賀市規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 中

人事課長	庶務事務システムによる人事異動通知書
------	--------------------

を

危機管理課長	危機管理課の所管事務で部長以下の専決できる文書のうち電子印影を打ち出したものにより処理する必要があると認められるもの
人事課長	庶務事務システムによる人事異動通知書

に改める。

附 則

この規則は、令和 6 年 9 月 1 日から施行する。

告 示

横須賀市告示第 169 号

児童福祉法（昭和22年法律第 164 号）第21条の 5 の 3 第 1 項の規定により、次に掲げる者を指定障害児通所支援事業者として指定しました。

令和 6 年 8 月 26 日

横須賀市長 上 地 克 明

指定年月日	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和 6 年 8 月 1 日	横須賀市療育相談センター	横須賀市小川町16番地	居宅訪問型児童発達支援	横浜市神奈川区西神奈川一丁目 9 番地の 1 社会福祉法人青い鳥 理事長 飯 田 美 紀

横須賀市告示第 170 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第42条の 2 第 1 項の規定により、次に掲げる者を指定地域密着型サービス事業者とし

て指定しました。

令和 6 年 8 月 26 日

横須賀市長 上 地 克 明

指定年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和 6 年 8 月 1 日	花物語はまゆう根岸町	横須賀市根岸町 4 丁目10番10号	認知症対応型共同生活介護	横浜市青葉区みたけ台 5 番地10 株式会社日本アメニティライフ協会 代表取締役 江 頭 瑞 穂

横須賀市告示第 171 号 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第75条第 2 項の規定により、次に掲げる者から指定居宅サービスの事業を廃止する旨			の届出がありました。 令和 6 年 8 月26日 横須賀市長 上 地 克 明	
廃止年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	届出者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和 6 年 7 月31日	衣笠病院長瀬ケアセンター第 2	横須賀市長瀬 3 丁目 6 番 2 号	通所介護	横須賀市小矢部二丁目23番 1 号 社会福祉法人日本医療伝道会 理事長 古 屋 修 身
横須賀市告示第 172 号 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第78条の 5 第 2 項の規定により、次に掲げる者から指定地域密着型サービスの事業を			廃止する旨の届出がありました。 令和 6 年 8 月26日 横須賀市長 上 地 克 明	
廃止年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	届出者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和 6 年 7 月31日	グループホームなごみ	横須賀市根岸町 4 丁目10 番10号	認知症対応型共同生活介護	横須賀市鷹取一丁目 1 番 1 号 社会福祉法人湘南福祉協会 理事長 松 藤 静 明
横須賀市告示第 173 号 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の12第 1 項の規定により、次に掲げる者を指定地域密着型介護予防サービス			事業者として指定しました。 令和 6 年 8 月26日 横須賀市長 上 地 克 明	
指定年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和 6 年 8 月 1 日	花物語はまゆう根岸町	横須賀市根岸町 4 丁目10 番10号	介護予防認知症対応型共同生活介護	横浜市青葉区みたけ台 5 番地10 株式会社日本アメニティライフ協会 代表取締役 江 頭 瑞 穂
横須賀市告示第 174 号 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の15第 2 項の規定により、次に掲げる者から指定地域密着型介護予防サービ			スの事業を廃止する旨の届出がありました。 令和 6 年 8 月26日 横須賀市長 上 地 克 明	
廃止年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	届出者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和 6 年 7 月31日	グループホームなごみ	横須賀市根岸町 4 丁目10 番10号	介護予防認知症対応型共同生活介護	横須賀市鷹取一丁目 1 番 1 号 社会福祉法人湘南福祉協会 理事長 松 藤 静 明
横須賀市告示第 175 号 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123 号）第29条第 1 項の規定により、次に			掲げる者を指定障害福祉サービス事業者として指定しました。 令和 6 年 8 月26日 横須賀市長 上 地 克 明	
指定年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和 6 年 8 月 1 日	ウッズ・ワンYOKOSUKA Bldg. 1 Bldg. 2	横須賀市三春町 6 丁目27 番地 2 ユナイト三春ウィンチェスター 102	共同生活援助	横浜市中区花咲町一丁目17番地明光ビル 3 階 合同会社ガイヤイールド 代表社員 端 野 健 一
同	グループホームレアレア	横須賀市大矢部 3 丁目43 番 1 号	共同生活援助	横浜市都筑区あゆみが丘13番 9 号ロイヤルヒルズあゆみが丘 G-1 リونا株式会社 代表取締役 中 村 朋 大
横須賀市告示第 176 号 児童福祉法（昭和22年法律第 164 号）第 6 条の 2 第 2 項の規定により、次に掲げる者を指定小児慢性特定疾病医療機関とし			て指定しました。 令和 6 年 8 月26日 横須賀市長 上 地 克 明	

指 定 年月日	名 称	所 在 地
令和 6 年 8 月 1 日	サンドラッグさいか屋 横須賀薬局	横須賀市大滝町 1 丁目13 番地
同	ゆうデンタルクリニッ ク横須賀	横須賀市根岸町 3 丁目 3 番 5 号 J フラット 1 階
同	えがお薬局池田町	横須賀市池田町 5 丁目 8 番13号
同	アモン薬局 久里浜店	横須賀市久里浜 1 丁目 5 番 1 号鈴栄ビル 1 階 A 号 室

~~~~~

横須賀市告示第 177 号

児童福祉法（昭和22年法律第 164 号）第19条の15の規定により、次に掲げる医療機関から指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の辞退がありました。

令和 6 年 8 月26日

横須賀市長 上 地 克 明

| 辞 退<br>年月日       | 名 称              | 所 在 地                 |
|------------------|------------------|-----------------------|
| 令和 6 年<br>7 月31日 | ウイング湘南薬局 追<br>浜店 | 横須賀市追浜町 3 丁目 2<br>番地  |
| 同                | ファーマシィ鈴木         | 横須賀市鴨居 1 丁目17番<br>16号 |

~~~~~

横須賀市告示第 178 号

屋外広告物法（昭和24年法律第 189 号）第 8 条第 1 項の規定

により、次のとおり広告物等を保管しました。

保管した広告物等に係る保管広告物等一覧簿は、横須賀市都市部まちなみ景観課において告示の日の翌日から起算して 2 週間一般の縦覧に供します。

令和 6 年 8 月26日

横須賀市長 上 地 克 明

1 広告物等の名称又は種類等

広告物等 の名称又 は種類	広告物 等の数 量	広告物等が放置されてい た場所	除 却 年月日	保 管 期 間
はり札等	1	公郷町 5 丁目地内	令和 6 年 7 月 1 日か ら同月 31日ま で	告示の 日の翌 日から 起算し て 2 週 間

2 保管場所

横須賀市武 3 丁目22番 1 号

3 返還を受ける方法

(1) 返還場所及び返還日時

返還を受けようとするときは、事前に協議の上決定します。

(2) 持参するもの

受領書、当該広告物等の所有者等であることを証明するもの及び印鑑

4 問い合わせ先

横須賀市都市部まちなみ景観課

~~~~~

横須賀市告示第 179 号

自転車等の放置防止に関する条例（平成 3 年横須賀市条例第 29号）第10条第 2 項及び第 4 項並びに第28条第 2 項の規定に基づき、次のとおり自転車等を保管場所に移動しました。

令和 6 年 8 月26日

横須賀市長 上 地 克 明

1 移動年月日等

| 移 動 年 月 日                   | 移動した自転車等の台数 |                  | 自転車等が放置されていた場所                                                                                      | 保 管 場 所                         |
|-----------------------------|-------------|------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------|
|                             | 自 転 車       | 原動機付自転車及び普通自動二輪車 |                                                                                                     |                                 |
| 令和 6 年 7 月 1 日から<br>同月31日まで | 台<br>70     | 台<br>1           | 追浜駅周辺自転車等放置禁止区域                                                                                     | 浦郷町自転車等保管所<br>横須賀市浦郷町 3 丁目48番地  |
| 同                           | 2           | 0                | 京急田浦駅周辺自転車等放置禁止区域                                                                                   | 同                               |
| 同                           | 1           | 0                | 逸見駅周辺自転車等放置禁止区域                                                                                     | 三春町自転車等保管所<br>横須賀市三春町 2 丁目 1 番地 |
| 同                           | 4           | 0                | 汐入駅周辺自転車等放置禁止区域                                                                                     | 同                               |
| 同                           | 54          | 0                | 横須賀中央駅周辺自転車等放置禁止区域                                                                                  | 同                               |
| 同                           | 1           | 0                | 県立大学駅周辺自転車等放置禁止区域                                                                                   | 同                               |
| 同                           | 2           | 0                | 堀ノ内駅周辺自転車等放置禁止区域                                                                                    | 同                               |
| 同                           | 4           | 0                | 衣笠駅周辺自転車等放置禁止区域                                                                                     | 公郷町自転車等保管所<br>横須賀市公郷町 4 丁目 4 番地 |
| 同                           | 9           | 1                | 北久里浜駅周辺自転車等放置禁止区域                                                                                   | 同                               |
| 同                           | 27          | 1                | 久里浜駅周辺自転車等放置禁止区域                                                                                    | 同                               |
| 同                           | 13          | 4                | 鷹取 2 丁目、長浦町 4 丁目、坂本町 5 丁目、新港町、三春町 2 丁目・6 丁目、富士見町 3 丁目、上町 1 丁目、久里浜 7 丁目、野比 3 丁目、林 1 丁目及び長坂 3 丁目地内の道路 | 同                               |

|   |   |   |                   |                                 |
|---|---|---|-------------------|---------------------------------|
| 同 | 1 | 0 | 追浜駅第 1 自転車等駐車場    | 浦郷町自転車等保管所<br>横須賀市浦郷町 3 丁目48番地  |
| 同 | 3 | 0 | 汐入駅第 2 自転車等駐車場    | 三春町自転車等保管所<br>横須賀市三春町 2 丁目 1 番地 |
| 同 | 1 | 0 | 横須賀中央駅第 1 自転車等駐車場 | 同                               |
| 同 | 1 | 0 | 衣笠駅第 1 自転車等駐車場    | 公郷町自転車等保管所<br>横須賀市公郷町 4 丁目 4 番地 |
| 同 | 1 | 0 | 新大津駅自転車等駐車場       | 三春町自転車等保管所<br>横須賀市三春町 2 丁目 1 番地 |
| 同 | 1 | 0 | 浦賀駅第 3 自転車等駐車場    | 同                               |

- 2 保管期間  
自転車等を移動した日の翌日から起算して 2 箇月間
- 3 返還を受ける方法
- (1) 返還場所  
返還を受けようとする自転車等の保管場所
- (2) 返還日時  
月曜日から土曜日までの午前11時から午後 7 時まで。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第 178 号）に規定する休日を除きます。
- (3) 移動費用  
自転車 1 台につき 2,500円  
原動機付自転車及び普通自動二輪車 1 台につき 5,000円
- (4) 持参するもの  
自転車等のかきその他当該自転車等の利用者等であるこ

- とを証明するもの及び印鑑
- 4 保管期間経過後の自転車等の措置  
保管期間が経過した自転車等は、本市が処分します。
- 5 問い合わせ先  
横須賀市建設部土木計画課

横須賀市告示第 180 号  
道路区域変更及び供用開始に関する告示  
道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条の規定に基づき、次のように市道の道路の区域を変更し、及び令和 6 年 8 月26日からその供用を開始します。  
その関係図面は、横須賀市建設部土木用地課において告示の日から30日間一般の縦覧に供します。  
令和 6 年 8 月26日

横須賀市長 上 地 克 明

| 路 線 名 | 旧新別 | 区 間                                              | 敷 地 の 幅 員   | 延 長          |
|-------|-----|--------------------------------------------------|-------------|--------------|
| 726   | 旧   | 深田台18番の 4 地先から<br>深田台26番の 1 地先まで                 | メートル<br>1.8 | メートル<br>25.0 |
|       | 新   | 深田台18番の 4 地先から<br>深田台26番の 1 地先まで                 | 1.8         | 12.5         |
| 3,072 | 旧   | 津久井 3 丁目 748 番の 2 地先から<br>津久井 3 丁目 692 番の 1 地先まで | 2.7～ 2.8    | 35.0         |
|       | 新   | 津久井 3 丁目 748 番の 2 地先から<br>津久井 3 丁目 692 番の 1 地先まで | 2.7～ 3.2    | 35.0         |

公 告

横須賀市公告第 145 号 (令和 6 年 8 月13日)  
掲 示 済

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第36条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。  
令和 6 年 8 月13日

横須賀市長 上 地 克 明

| 許 可 年 月 日 及 び<br>許 可 番 号    | 工事完了検査済証交付<br>年月日及び交付番号     | 開 発 区 域 に 含 ま れ る<br>地 域 の 名 称 | 開 発 許 可 を 受 け た 者 の<br>住 所 及 び 氏 名                                 |
|-----------------------------|-----------------------------|--------------------------------|--------------------------------------------------------------------|
| 令和 4 年 2 月 4 日<br>令 3 開第15号 | 令和 6 年 8 月 1 日<br>令 6 第 9 号 | 横須賀市佐原 3 丁目1145番 3 ほか<br>14筆   | 東京都千代田区飯田橋四丁目 3 番<br>8 号<br>株式会社日本ハウスホールディ<br>ングス<br>代表取締役 成 田 和 幸 |

横須賀市公告第 148 号  
都市再開発法（昭和44年法律第38号）第38条第 2 項において準用する同法第19条第 1 項の規定により、神奈川県知事から追浜駅前第 2 街区第一種市街地再開発事業の施行地区及び設計の概要を表示する図書の送付を受けたので、次のとおり縦覧に供します。  
令和 6 年 8 月26日  
横須賀市長 上 地 克 明

- 1 縦覧場所  
横須賀市経営企画部まちづくり政策課
- 2 縦覧時間  
午前 8 時30分から午後 5 時15分まで

横須賀市公告第 149 号  
都市再開発法（昭和44年法律第38号）第38条第 2 項において準用する同法第19条第 1 項の規定により、神奈川県知事から若

松町 1 丁目地区第一種市街地再開発事業の施行地区及び設計の概要を表示する図書の送付を受けたので、次のとおり縦覧に供します。

令和 6 年 8 月26日

横須賀市長 上 地 克 明

- 1 縦覧場所  
横須賀市経営企画部まちづくり政策課
- 2 縦覧時間  
午前 8 時30分から午後 5 時15分まで

横須賀市公告第 150 号

次の自動車臨時運行許可番号標は、亡失したので無効としま

す。

令和 6 年 8 月26日

横須賀市長 上 地 克 明

記 号 番 号  
横浜 横須賀 ・2-37

横須賀市公告第 151 号 (令和 6 年 8 月26日 掲 示 済)

都市公園条例（昭和34年横須賀市条例第18号）第 2 条の規定により、次の都市公園の名称、位置（代表地番）、区域及び面積を変更し、令和10年 4 月 1 日からその供用を開始します。

令和 6 年 8 月26日

横須賀市長 上 地 克 明

| 名 称        |           | 位置（代表地番）         |               | 区域     | 面 積             |                   |
|------------|-----------|------------------|---------------|--------|-----------------|-------------------|
| 変更前        | 変更後       | 変更前              | 変更後           |        | 変更前             | 変更後               |
| 森崎 4 丁目都市林 | 大矢部みどりの公園 | 森崎 4 丁目1746 番213 | 大矢部 2 丁目15番 1 | 別図のとおり | 平方メートル<br>9,133 | 平方メートル<br>191,441 |

（別図略）

横須賀市公告第 152 号

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第56号）附則第 5 条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同項の規定により公告します。

その農用地利用集積計画は、横須賀市農業委員会事務局において縦覧に供します。

令和 6 年 8 月26日

横須賀市長 上 地 克 明

記の 1

- 1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在  
横須賀市長沢 6 丁目2489番及び2490番
- 2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名  
横須賀市武 3 丁目 5 番17号ストリウムアゼリア 201  
原 吉 弘
- 3 利用権を設定する方の住所及び氏名  
横須賀市長沢 6 丁目 1 番17号  
山 田 秀 樹

記の 2

- 1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在  
横須賀市長井 3 丁目2467番
- 2 利用権の設定を受ける者の所在地、名称及び代表者名  
横須賀市長井 1 丁目17番 4 号  
株式会社アグリシェアビレッジ  
代表取締役 原 田 大 志
- 3 利用権を設定する方の住所及び氏名  
横須賀市長井 1 丁目 4 番28号  
原 田 和 夫

記の 3

- 1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在  
横須賀市津久井 3 丁目1988番 1
- 2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名  
横須賀市津久井 3 丁目28番21号  
原 健 治
- 3 利用権を設定する方の住所及び氏名  
横浜市金沢区釜利谷東 4 丁目51番 6 号  
石 井 守

記の 4

- 1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在  
横須賀市津久井 4 丁目1479番及び1487番 1
- 2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名  
横須賀市津久井 1 丁目16番 5 号  
長谷川 徹

- 3 利用権を設定する方の住所及び氏名  
横須賀市津久井 3 丁目21番35号  
南 島 典 子  
横須賀市野比 2 丁目24番13— 107 号  
藤 沢 美津子

記の 5

- 1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在  
横須賀市津久井 5 丁目3940番、3941番及び3943番
- 2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名  
横須賀市津久井 5 丁目 6 番17号  
島 野 幸 道
- 3 利用権を設定する方の住所及び氏名  
横須賀市津久井 3 丁目22番23号  
長谷川 茂

記の 6

- 1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在  
横須賀市長沢 6 丁目4346番
- 2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名  
横須賀市長沢 6 丁目41番 8 号  
長 島 勝 美
- 3 利用権を設定する方の住所及び氏名  
横須賀市長沢 6 丁目50番 1 号  
松 島 恒 彦

記の 7

- 1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在  
横須賀市芦名 1 丁目 360 番及び 405 番
- 2 利用権の設定を受ける者の所在地、名称及び代表者名  
横須賀市秋谷 2 丁目1110番地  
株式会社平凡野菜  
代表取締役 藤 原 信 良
- 3 利用権を設定する方の住所及び氏名  
三浦市南下浦町松輪1195番地  
藤 平 功

上下水道局告示

横須賀市上下水道局告示第31号

横須賀市水道事業給水条例（昭和33年横須賀市条例第24号）第11条第 1 項の規定に基づき、次に掲げる給水装置工事事業者を本市指定給水装置工事事業者として指定しました。

令和 6 年 8 月26日

横須賀市上下水道事業管理者

横須賀市上下水道局長 長 島 洋

| 登録番号 | 給水装置工事事業者名 | 代表者名 | 所 在 地 | 指定年月日 | 有効期限 |
|------|------------|------|-------|-------|------|
|------|------------|------|-------|-------|------|

|     |            |         |                       |                |               |
|-----|------------|---------|-----------------------|----------------|---------------|
| 660 | 株式会社マーフィード | 池 田 比呂志 | 横浜市中区日本大通60番地朝日生命横浜ビル | 令和 6 年 8 月 5 日 | 令和11年 8 月 4 日 |
| 661 | 株式会社森住興業   | 森 住 大 輔 | 相模原市緑区川尻4149番地 4      | 令和 6 年 8 月 8 日 | 令和11年 8 月 7 日 |
| 662 | 良芯住設       | 小 澤 奨 太 | 横須賀市平作 2 丁目 8 番 2 号   | 令和 6 年 8 月 8 日 | 令和11年 8 月 7 日 |

横須賀市上下水道局告示第32号

指定給水装置工事事業者規程（平成10年横須賀市水道企業管理規程第11号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、次に掲げる指定給水装置工事事業者から給水装置工事の事業を廃止した旨届出

がありました。

令和 6 年 8 月26日

横須賀市上下水道事業管理者  
横須賀市上下水道局長 長 島 洋

| 登録番号 | 給水装置工事事業者名            | 代 表 者 名 | 所 在 地                 | 届出年月日         |
|------|-----------------------|---------|-----------------------|---------------|
| 496  | 日本アールオーメンテナンスサービス株式会社 | 池 田 比呂志 | 横浜市中区日本大通60番地朝日生命横浜ビル | 令和 6 年 7 月29日 |

横須賀市上下水道局告示第33号（令和 6 年 8 月26日 掲 示 済）

下水道法（昭和33年法律第79号）第 9 条の規定に基づき、令和 6 年 9 月 1 日から次のように公共下水道の供用及び下水の処理を開始します。

その関係図面は、横須賀市上下水道局技術部給排水課において告示の日から一般の縦覧に供します。

令和 6 年 8 月26日

横須賀市上下水道事業管理者  
横須賀市上下水道局長 長 島 洋

|                  |         |         |              |
|------------------|---------|---------|--------------|
| 下水を排除し、及び処理すべき区域 | 排水施設の位置 | 排水施設の方式 | 終末処理場の位置及び名称 |
|------------------|---------|---------|--------------|

|            |        |     |                                    |
|------------|--------|-----|------------------------------------|
| 秋谷 1 丁目の一部 | 別図のとおり | 分流式 | 横須賀市長坂 2 丁目 2 番 2 号<br>横須賀市西浄化センター |
|------------|--------|-----|------------------------------------|

（別図略）

横須賀市上下水道局告示第34号

横須賀市下水道条例（昭和41年横須賀市条例第29号）第 6 条及び指定下水道工事店条例（平成12年横須賀市条例第45号）第 2 条の規定に基づき、令和11年 3 月31日まで次に掲げる工事店を本市指定下水道工事店として指定しました。

令和 6 年 8 月26日

横須賀市上下水道事業管理者  
横須賀市上下水道局長 長 島 洋

| 登録番号  | 工 事 店 名  | 代 表 者 名 | 所 在 地            | 指 定 年 月 日      |
|-------|----------|---------|------------------|----------------|
| 須 440 | 株式会社森住興業 | 森 住 大 輔 | 相模原市緑区川尻4149番地 4 | 令和 6 年 8 月 8 日 |

横須賀市上下水道局告示第35号

指定下水道工事店条例（平成12年横須賀市条例第45号）第 7 条の規定に基づき、次のとおり指定下水道工事店の指定を辞退

する旨届出がありました。

令和 6 年 8 月26日

横須賀市上下水道事業管理者  
横須賀市上下水道局長 長 島 洋

| 登録番号  | 工 事 店 名  | 代 表 者 名 | 所 在 地            | 届 出 年 月 日      |
|-------|----------|---------|------------------|----------------|
| 須 228 | 株式会社川嶋土木 | 大 橋 康 一 | 横浜市区白根二丁目 7 番24号 | 令和 6 年 8 月 2 日 |

横須賀市上下水道局告示第36号

令和 5 年横須賀市上下水道局告示第13号により指定した指定下水道工事店株式会社カトー工業は、次のとおり代表者を変更

しました。

令和 6 年 8 月26日

横須賀市上下水道事業管理者  
横須賀市上下水道局長 長 島 洋

| 登録番号  | 工 事 店 名   | 代 表 者 名 |       | 所 在 地          |
|-------|-----------|---------|-------|----------------|
|       |           | 新       | 旧     |                |
| 須 370 | 株式会社カトー工業 | 加 藤 貴 代 | 加 藤 覚 | 藤沢市石川一丁目29番地 6 |

教育委員会告示

横須賀市教育委員会告示第10号（令和 6 年 8 月 5 日 掲 示 済）

横須賀市教育委員会定例会を次のとおり招集します。  
令和 6 年 8 月 5 日

横須賀市教育委員会  
教育長 新 倉 聡

- 日時 令和 6 年 8 月 8 日午前 9 時30分
- 会議開催の場所 横須賀市役所正庁
- 会議に付議すべき事項
  - 市立学校の校名について
  - 市立学校の校名について

- 市立学校設置条例中改正議案の提出について
- 横須賀市いじめ等課題解決専門委員会委員の委嘱について

横須賀市教育委員会告示第11号（令和 6 年 8 月 9 日 掲 示 済）

横須賀市教育委員会臨時会を次のとおり招集します。  
令和 6 年 8 月 9 日

横須賀市教育委員会  
教育長 新 倉 聡

- 日時 令和 6 年 8 月15日午前 9 時30分
- 会議開催の場所 横須賀市役所 301 会議室
- 会議に付議すべき事項
  - 令和 7 年度使用小学校教科用図書の採択について

- (2) 令和 7 年度使用中学校教科用図書の採択について
- (3) 令和 7 年度使用高等学校教科用図書の採択について
- (4) 令和 7 年度使用特別支援学校及び特別支援学級教科用図書の採択について

正 誤

令和 6 年 4 月10日付け横須賀市報第1885号 15299 ページ左欄上から47行目中「収納事務」は「徴収事務」の、同欄上から48行目中「徴収事務」は「収納事務」のいずれも誤り